

横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）改定に係る パブリックコメントについて

1 趣旨

本市の住宅部門の基本計画である、横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）について、現行計画の策定からおおむね5年を迎え、国の住宅政策の動向、社会・経済情勢の変化等を踏まえ改定するにあたり、このたび改定素案を公表し、パブリックコメントを実施します。

なお、当パブリックコメントについては、7月の広報よこはまに掲載予定です。

2 横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）とは

(1) 目的

横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）は、今後10年間の横浜市の住まいや住環境について目指すべき基本的な方向性を示す計画です。

「地域」「企業」「大学・専門家・NPO・中間支援組織」「行政・公的機関」など多様な主体がこの方向性を共有し、横浜らしい豊かな住生活の基盤となる住まいや住環境づくりを連携して進めていくことを目指します。

(2) 計画期間

2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。

※社会経済情勢の変化に的確に対応するため、おおむね5年を目安に見直しを行います。

3 パブリックコメント実施期間

2022（令和4）年7月1日（金）から8月1日（月）まで

4 御意見の提出方法（詳しくは、添付の概要版を御参照ください）

- ①電子申請システム（インターネットからの御提出）
- ②電子メール
- ③郵送
- ④FAX

5 改定スケジュール

2022（令和4）年7月1日～8月1日	パブリックコメント
2022（令和4）年秋頃	パブリックコメントの結果公表
2022（令和4）年度中	計画改定

【担当】 建築局住宅政策課 林、齋藤
【連絡先】 671-2922

横浜市住生活マスタープラン

(横浜市住生活基本計画)

概要版

改定素案パブリックコメント

皆様のご意見をお聞かせください

実施期間 2022(令和4)年7月1日(金)～8月1日(月)

横浜市住生活マスタープラン(横浜市住生活基本計画)とは

横浜市住生活マスタープラン(横浜市住生活基本計画)は、今後10年間の横浜市の住まいや住環境について目指すべき基本的な方向性を示す計画です。

「地域」「企業」「大学・専門家・NPO・中間支援組織」「行政・公的機関」など多様な主体がこの方向性を共有し、横浜らしい豊かな住生活の基盤となる住まいや住環境づくりを連携して進めていくことを目指します。

計画期間 2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間とします。

※社会経済情勢の変化に的確に対応するため、概ね5年を目安に見直しを行います。

ご意見の提出方法 締切8月1日(月)まで

次のいずれかの方法で、ご意見を提出してください。

① 電子申請システム【推奨】

右の二次元バーコードから、横浜市のホームページにアクセスしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html>



改定素案(冊子)は、以下の場所でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
 - 市民情報センター(横浜市庁舎3階)
 - 建築局住宅政策課(横浜市庁舎24階) 等
- また、市のホームページからもご覧いただけます。

横浜市住生活マスタープラン パブリックコメント

検索

② 電子メール kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

③ 郵送 本リーフレット附属のはがきを切り取り、お送りください。切手は不要です。

④ FAX 045-641-2756 (「住宅政策課あて」と明記ください。)

【注意事項】

- ◎ 電子メール・FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年齢」「素案へのご意見」を明記した上でお送りください。
- ◎ いただいたご意見は、横浜市住生活マスタープランの改定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日ホームページで公表させていただきます。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭でのご意見は受け付けません。
- ◎ ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

改定スケジュール※現在の予定(2022(令和4)年5月現在)

2022(令和4)年7月1日 改定素案の公表
2022(令和4)年7月1日～8月1日 パブリックコメント

2022(令和4)年秋頃 パブリックコメントの結果公表
2022(令和4)年度中 計画改定

問合せ先 横浜市建築局住宅政策課

電話 045-671-2922 FAX 045-641-2756 電子メール kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

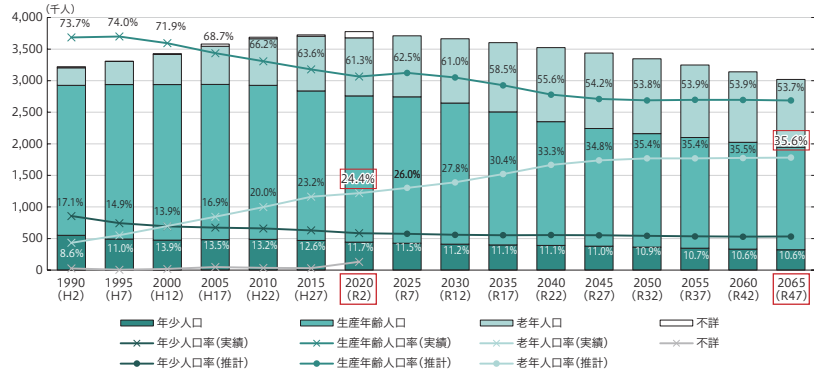
計画の内容や意見募集手続きに関して、ご不明な点等ありましたら上記までお問い合わせください。

住生活を取り巻く現状

人口

- ◎ 65歳以上の老年人口率(高齢化率)は2020(令和2)年は24.4%ですが、今後も上昇し続け、2065(令和47)年には35.6%となると推計されています。
- ◎ 一方、15歳未満の年少人口率は低下し続け、少子高齢化の状況が今後も継続していくと予測されます。

年齢3区分別人口の推移及び将来推計



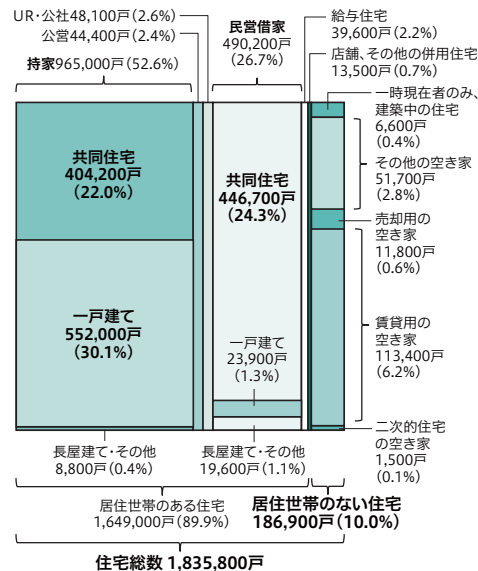
注：年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上
資料：「国勢調査」(総務省)、「横浜市将来人口推計」(2015(平成27)年基準時点、横浜市政策局)

注：合計値には住宅の所有の関係「不詳」が含まれている
資料：「平成30年住宅・土地統計調査」(総務省)

住宅ストック

- ◎ 住宅総数は約184万戸で、空き家(居住世帯のない住宅)が約19万戸と全体の約1割を占めています。
- ◎ 住宅ストックの中では持家戸建てが約3割と最も高く、次いで民営借家共同住宅、持家共同住宅の順となっています。

所有関係別建て方別戸数及び比率

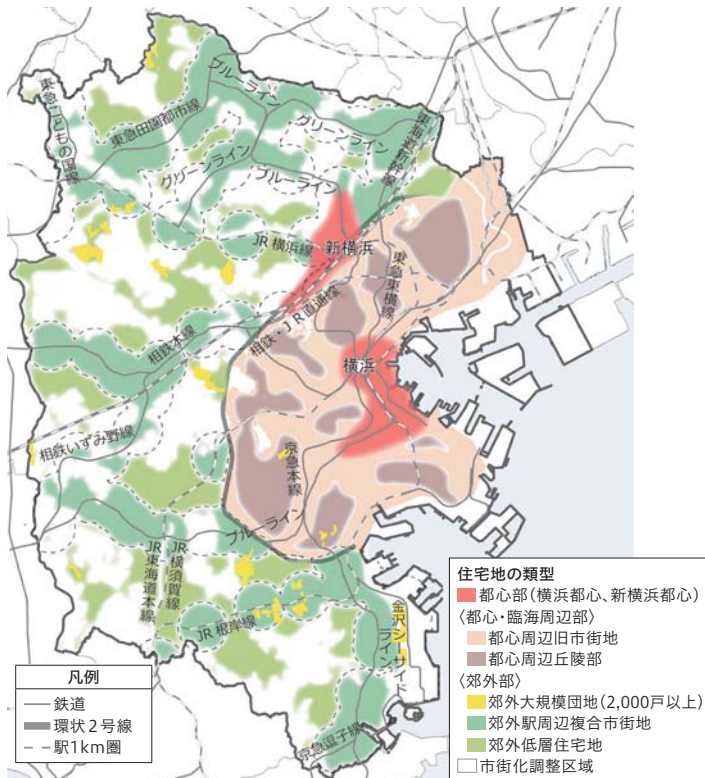


住生活を取り巻く課題

横浜らしい多様な地域特性を生かした住宅地・住環境の形成

- ◎ 地域特性や実情、ニーズ等を踏まえ、地域ごとのきめ細かい豊かな住宅地・住環境の形成を図る必要があります。

住宅政策からみた住宅地の類型



横浜らしい多彩な市民力を生かした住宅地のまちづくり

- ◎ 地域ごとの特性を踏まえた豊かな暮らしの実現に向けて、現在まで受け継がれてきた市民力を生かした住宅地のまちづくりが求められています。

市民が主体的にまちづくりを進めている地域の例



農作業を通じた住民の見守りと交流 六ツ川野外サロン(南区)



親子の居場所や地域の担い手づくり NPO法人こまちぱらす(戸塚区)

目指すべき将来像

一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らし方を選択できるまち よこはま
～横浜らしい多様な“地域特性”と多彩な“市民力”を生かして～

ページをめくると、市民一人ひとりが望む暮らし方が実現できる、将来像のイメージを描いています。

将来像の実現に向けた3つの視点、7つの目標 目標に基づく各施策に横断・共通する4つの基本姿勢

3つの視点	7つの目標		4つの基本姿勢			
社会環境の 変化	目標 1	新たなライフスタイルに対応し、多様なまちの魅力を生かした豊かな住宅地の形成	① ス ト ック の 活 用	② 多 分 野 の 連 携	③ 地 域 経 済 の 活 性 化	④ D X の 推 進
	目標 2	災害に強く、安全な住まい・住宅地の形成と被災者の住まいの確保				
居住者・ コミュニティ	目標 3	多様な世帯が健康で安心して暮らせる住まい・コミュニティの形成				
	目標 4	住宅・福祉施策が一体となった重層的な住宅セーフティネットの充実				
住宅 ストック	目標 5	脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成				
	目標 6	マンションの管理適正化・再生円滑化の推進				
	目標 7	総合的な空家等対策の推進				

4つの基本姿勢

① ストックの活用

- 環境負荷の低減、空家対策、セーフティネット住宅の供給促進に加え、良質な住宅や宅地ストックの流通促進、公的住宅の長寿命化改修、マンションの適正な管理推進など、ストック活用を重視する施策の充実に取り組んでいきます。

② 多分野の連携

- 住宅、福祉、防災、環境、生物多様性、農、緑、まちづくりなどの多様な分野や主体と連携し、総合的・一体的かつ効果的に施策を展開していきます。

③ 地域経済の活性化

- 住生活に関わる様々な分野の事業者、大学、NPO、住民団体など、多様な主体と連携し、脱炭素社会の形成や地域の活性化を推進することで、市内経済の活性化や持続可能な発展に寄与していきます。

④ DXの推進

- 新しい生活様式や働き方に対応した暮らしやすい住まいや地域づくり、年齢・言語などによるバリアの解消、脱炭素社会の実現などに向けて、高速な通信サービスが利用できる環境の整備や、AI、IoTなどデジタル技術を最大限に活用した取組を進めます。

郵便はがき



2 3 1 8 7 9 0

0 0 5

見本

〈受取人〉

横浜市中区本町6-50-10
市庁舎24階
横浜市建築局住宅政策課
横浜市住生活マスタープラン担当 行

(切り取り線)

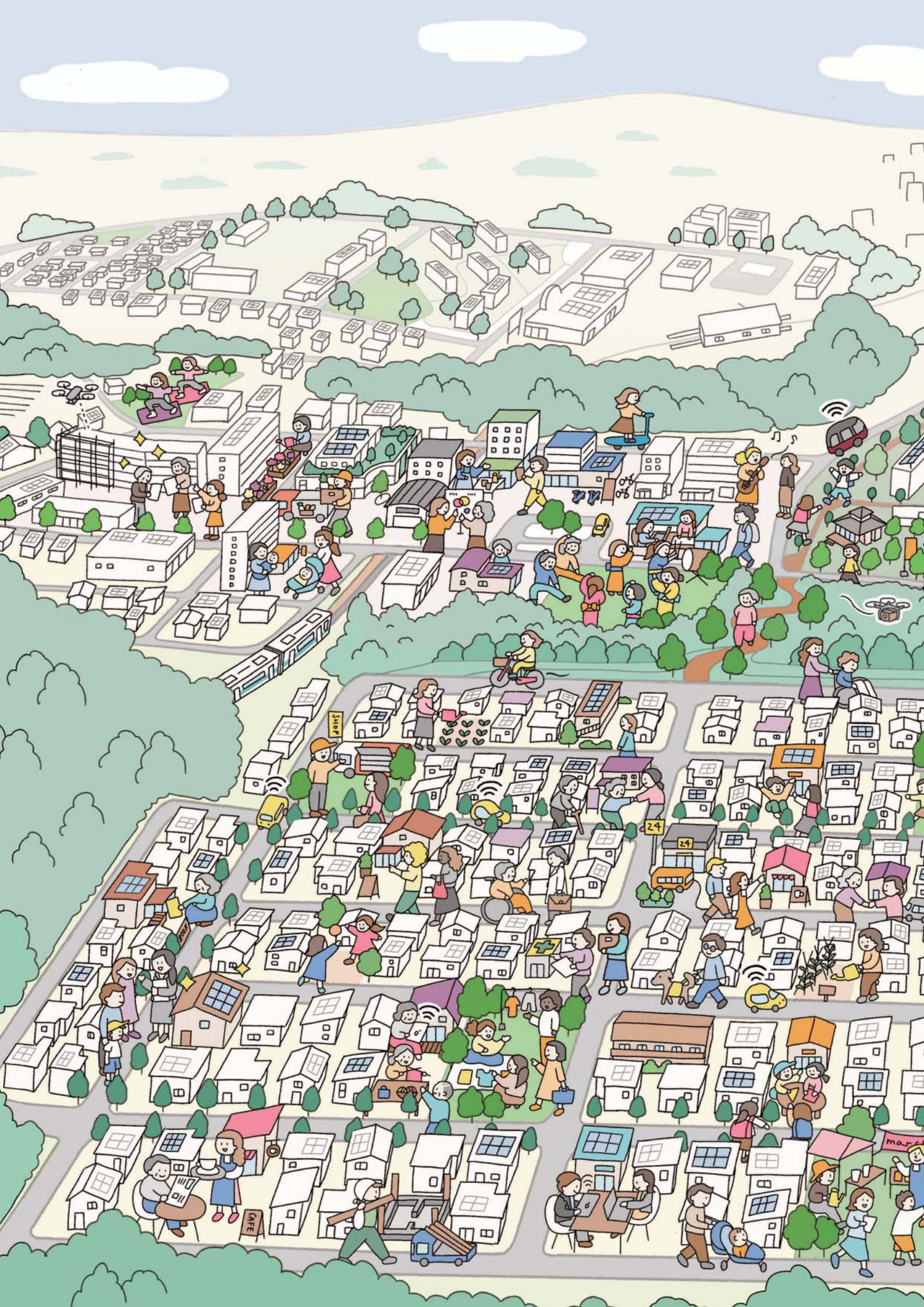


回答されるあなたご自身のことについて、
ご記入ください。

● 氏名

● 住所(区名まで) 区

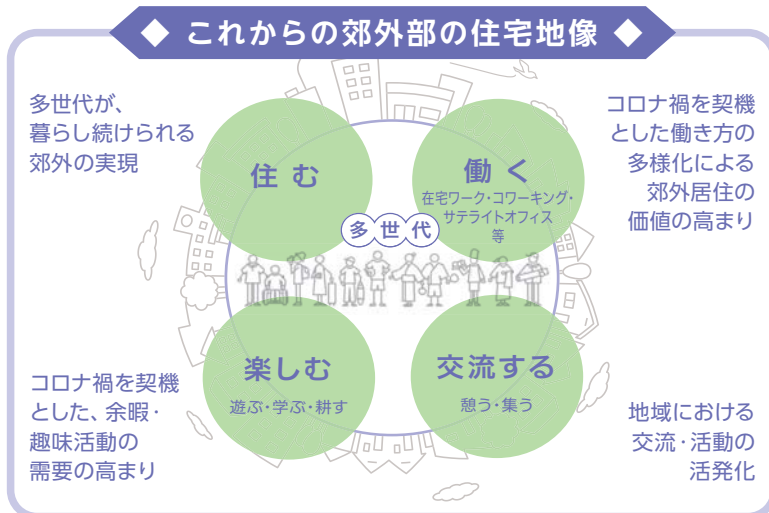
● 年齢 ☐ ① 10歳未満 ☐ ② 10歳代 ☐ ③ 20歳代
☐ ④ 30歳代 ☐ ⑤ 40歳代 ☐ ⑥ 50歳代
☐ ⑦ 60歳代 ☐ ⑧ 70歳代 ☐ ⑨ 80歳代以上





目標1 新たなライフスタイルに対応し、多様なまちの魅力を生かした豊かな住宅地の形成

- 1-1 多世代が住み、働き、楽しみ、交流できる郊外住宅地の形成【重点】
- ① 郊外低層住宅地
 - ② 郊外駅周辺複合市街地
 - ③ 郊外大規模団地
- 1-2 鉄道沿線地域ごとの特性や市民力を活かした持続可能な郊外住宅地再生の推進
- 1-3 都心部と都心・臨海周辺部ならではの特性や魅力を生かした生活環境整備
- ① 都心部
 - ② 都心周辺旧市街地
 - ③ 都心周辺丘陵地



目標2 災害に強く、安全な住まい・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

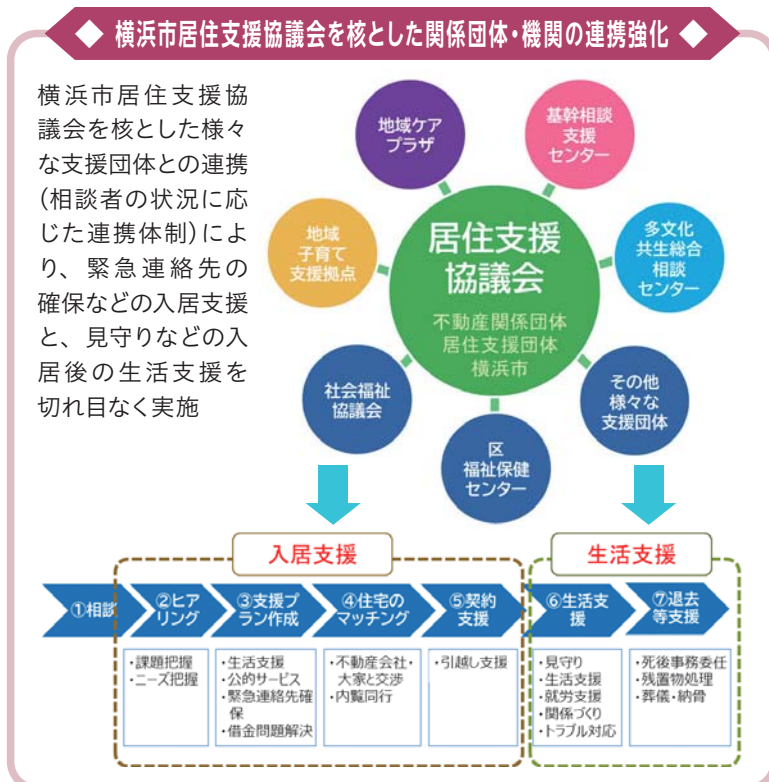
- 2-1 災害に強い住まい・住宅地の形成【重点】
- ① 災害に強い住宅・住環境づくりの推進
 - ② 自治会町内会、NPO等の多彩な市民力を生かした自助・共助の推進
 - ③ 大規模団地の再生等に伴うグリーンインフラの活用
- 2-2 災害発生時における被災者の仮住まいや恒久的な住まいの確保
- ① 応急的・一時的な住まいの確保
 - ② 応急住宅・災害公営住宅等の入居者への居住支援

目標3 多様な世帯が健康で安心して暮らせる住まい・コミュニティの形成

- 3-1 多様な世帯が健康で安心できる良好な住まいの普及促進
- ① 断熱性能やバリアフリー性能を備えた良質な住宅の普及促進
 - ② ライフステージに応じた住まいの普及促進
- 3-2 多様な世帯が地域で交流する豊かな住環境・コミュニティの形成【重点】
- ① 地域特性に応じた多様な生活支援施設等の導入や連携体制の構築
 - ② 地域ケアプラザ等の支援機関を通じた多様な世帯が支え合う環境づくりの推進

目標4 住宅・福祉施策が一体となった重層的な住宅セーフティネットの充実

- 4-1 公民連携による住まいの確保の推進
- ① 市営住宅の有効活用と適切な維持管理の推進
 - ② 民間賃貸住宅や公営賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅の供給の促進
- 4-2 入居から退去までの切れ目のない支援の充実【重点】
- ① 横浜市居住支援協議会を核とした関係団体・機関の連携強化
 - ② 自立支援の一体的な実施の推進

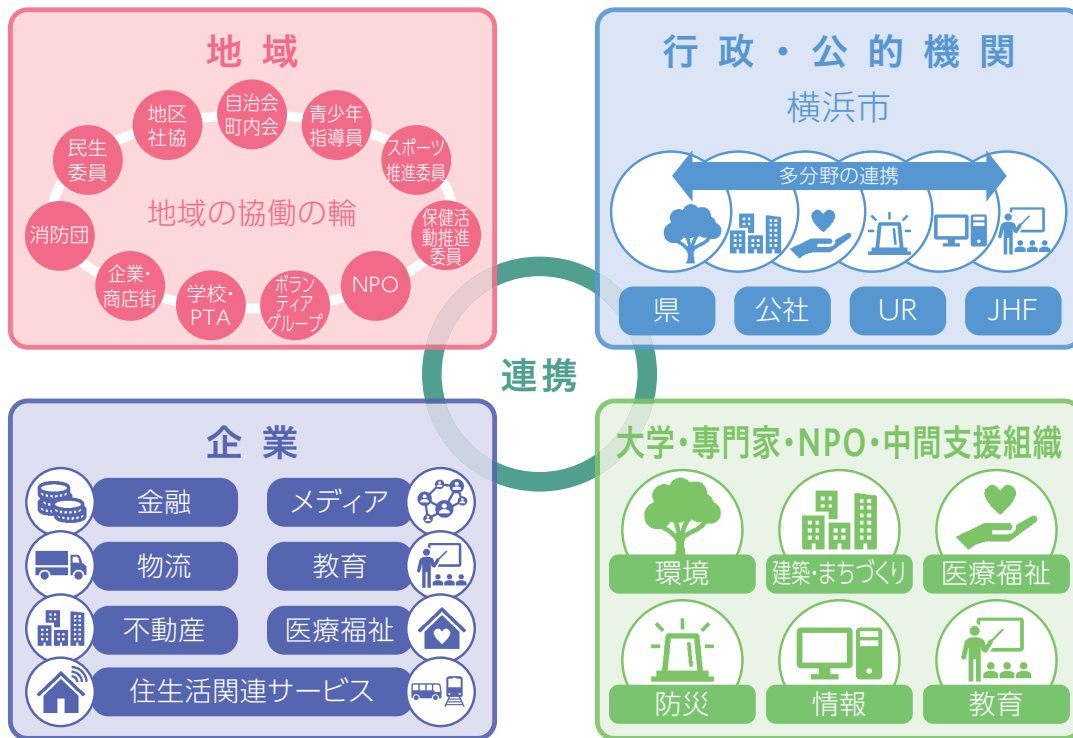


6

多様な主体による連携

目指すべき将来像である「一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らし方を選択できるまち よこはま」の実現に向けて、「地域」、「企業」、「大学・専門家・NPO・中間支援組織」、「行政・公的機関」などの多様な主体が連携を図りながら、それぞれが施策の担い手として主体的な役割を果たし、施策を推進します。

◆ 計画の推進に向けた連携体制イメージ ◆



column 省エネ性能のより高い住宅

◎ WHO* (世界保健機関)では2018(平成30)年に発行した、「住まいと健康に関するガイドライン」により、寒さによる健康影響から居住者を守るための冬季室温として「18℃以上」を強く勧告しています。

*:国際連合の専門機関の一つであり、人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された機関。

◎ 一方、国では「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「住宅性能表示制度」を見直し、断熱等性能等級についてZEH水準の「等級5」を創設しました。さらに、2022(令和4)年には一戸建ての住宅について「等級6」、「等級7」を創設しました。

◎ この「等級6・7」の断熱性能を持つ「省エネ性能のより高い住宅」はWHOが強く勧告する「18℃以上」により近づけることができる住宅となります。

断熱等級	戸建住宅の窓仕様の例	冬季室温
等級7	ダブルLow-E三層複層ガラス(G9) 樹脂製サッシ	15℃
等級6	Low-E複層ガラス(G12) 樹脂製サッシ	13℃
等級5	Low-E複層ガラス(A10) アルミ樹脂複合サッシ	10℃

資料：2021(令和3)年11月24日社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会参考資料

自治会町内会長 各位

財政局財政課財政担当課長

区連会 6 月定例会議題の資料配布について

区連会 6 月定例会でご説明した資料について、送付させていただきます。

記

- ・ 当日説明資料
- ・ 出前説明会のご案内チラシ

以上

定例会当日に地区連長に配布しました「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」冊子・概要版については、今回同封しておりません。

「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」冊子・概要版は、区役所、市立図書館、横浜市市民情報センター、財政課窓口、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザで閲覧可能なほか、下記ウェブページにて、データでご覧いただけます。

<財政局財政課ウェブページ>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>

担当：財政局財政部財政課 高瀬、豊島、藤ノ木

電話：045-671-2231 FAX：045-664-7185

E-mail：za-zaisei@city.yokohama.jp

「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」の策定と 出前説明会の実施について

1 趣旨

今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。そのような状況の中でも、現役世代はもとより、子どもたちや将来の市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、令和4年第2回市会定例会の審議を経て、中長期的な財政方針「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（以下、「財政ビジョン」）」を策定しました。

市民の皆様に「財政ビジョン」を理解していただくため、財政局職員が市民の皆様のところにお伺いし、直接ご説明する出前説明会を実施していきます。

あわせて、広報よこはま7月号に記事を掲載し周知していきます。

2 財政ビジョンの出前説明会チラシの配架について

各区役所広報相談係、市民情報センター、横浜市立図書館、財政局財政課（市庁舎12階）、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザで配架します。

・資料 出前説明会のご案内チラシ

・参考資料 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」冊子・概要版

※参考資料の財政ビジョンは閲覧のみとなっております。

※財政ビジョンは下記ウェブページでもご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>

3 出前説明会について

(1) プログラムの内容

事前にご要望やご質問をいただき、ご説明内容を調整させていただきます。

(2) お申込みできる方

財政ビジョンに興味のある団体、グループ

(3) 日時と会場

ご相談の上、決定します。

(4) 申込方法

Eメール、郵送、電話、FAXのいずれかの方法で必要事項をお知らせください。

【お知らせいただく必要項目】

- | | | |
|------|-------------|--------------|
| ・団体名 | ・連絡代表者名、連絡先 | ・希望日時（または時期） |
| ・会場 | ・参加人数 | |

担当：財政局財政部財政課 高瀬、豊島、藤ノ木

電話：045-671-2231 FAX：045-664-7185

E-mail：za-zaisei@city.yokohama.jp

住所：横浜市中区本町6丁目50-10

KNOW THE FACTS!!

横浜市職員がご説明に伺います。
ご連絡お待ちしております。



詳しくはこちら
(詳細は裏面にも記載)

未来を
見据えた
財政について、
一緒に
考えましょう。

出前説明会

【お問い合わせ】

横浜市財政局財政課

横浜市中区本町6丁目50番地の10

☎ 045-671-2231

✉ za-zaisei@city.yokohama.jp



※横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン
(令和4年6月策定)



出前説明会のご案内



横浜市では、職員が市民の皆さまのところにお伺いし、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」（以下「財政ビジョン」）の内容について、直接ご説明する出前説明会を実施しています。

「そもそも財政って何?」、「なぜいま財政ビジョンが必要なの?」など、皆さまの疑問についてわかりやすくご説明いたします。

自治会・町内会や各種サークルをはじめ、少人数のグループでも構いません。ぜひお気軽にお問い合わせください。



プログラムの内容

- ✓ 事前にご要望やご質問をいただき、ご説明内容を調整させていただきます。
- ✓ 財政ビジョンについてのご説明に加え、質疑応答や意見交換もアレンジ可能です。



お申込みについて

- ◆ お申込みできる方
財政ビジョンに興味のある団体、グループ
- ◆ 日時
ご相談の上、決定（概ね1時間程度）
- ◆ 会場
ご相談の上、決定（お申込みされる方がご用意ください。）
- ◆ 費用
無料（会場使用料等がかかる場合は、お申込みされる方がご負担ください。）
- ◆ 申込先
横浜市財政局財政課
- ◆ 申込方法
次のいずれかの方法で、必要事項をお知らせください。

<Eメール> za-zaisei@city.yokohama.jp
<郵送> 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
<電話> 045-671-2231
<FAX> 045-664-7185

【お知らせいただく必要事項】

- ・団体名
- ・連絡代表者名、連絡先
- ・希望日時（または時期）
- ・会場
- ・参加人数



※取得した個人情報は、出前説明会の実施に係る連絡調整以外の目的には使用しません。
※宗教的、営利を目的とする場合など、出前説明会の趣旨に反する場合には応じられません。

「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について

日ごろから、市政への御理解と御協力を賜りありがとうございます。

さて、横浜市では新たな中期計画を2022（令和4）年度に策定いたします。

この度、策定に向けた議論の出発点となる、「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

現在、この「新たな中期計画の基本的方向」に関する市民意見の募集を実施しております。地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、地区連長におかれましては、市民意見の募集を行っている旨を各単位町内会にお知らせいただけると幸いです。

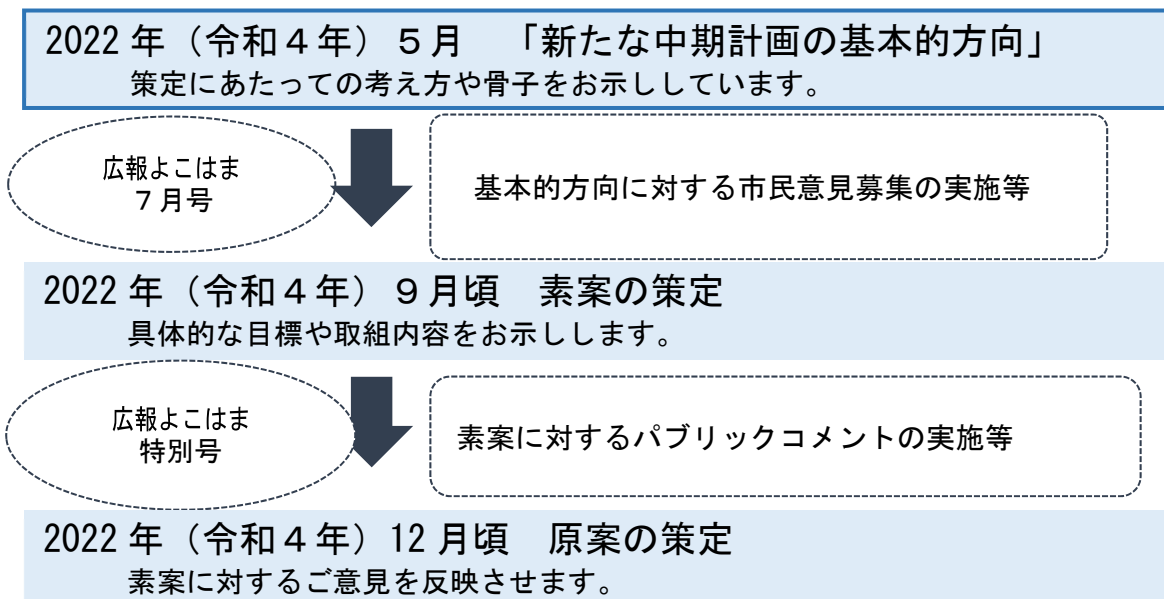
なお、広報よこはま7月号にて「新たな中期計画の基本的方向」への市民意見募集について掲載する予定ですので、あわせてお知らせいたします。

今後、多くの市民の皆様の御意見を反映させながら、令和4年9月ごろに「素案」を策定し、令和4年12月頃に「原案」を策定します。

【配付資料】

「新たな中期計画の基本的方向」（概要版）

◆参考：新たな中期計画の策定スケジュール



担当：政策局政策課 柴・西島

電話：671-2010

FAX：663-4613

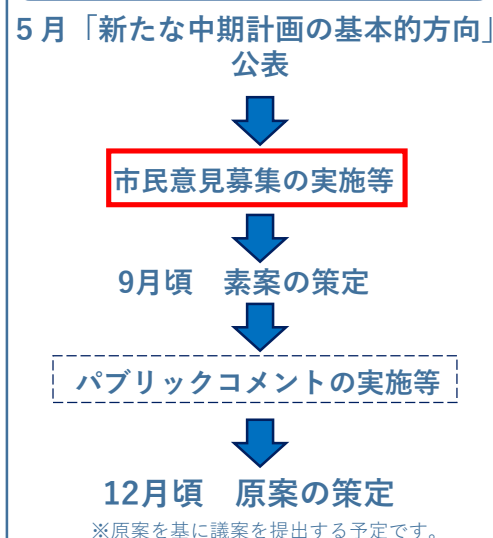
メール：ss-newplan@city.yokohama.jp

④ 38の政策

「共にめざす都市像」の実現に向け、4か年で重点的に推進すべき政策として、
次の38の政策に取り組みます。 ※素案作成に向けた検討案

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援 | 21. 横浜経済の未来に向けた取組 |
| 2. 乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援 | 22. 観光・MICE振興による国際観光都市の形成・発信 |
| 3. 子ども・若者を社会全体で育むまち | 23. 大学と連携した地域社会づくり |
| 4. 児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実 | 24. 国際ビジネスの推進による市内経済の活性化及び地球規模課題の解決 |
| 5. 未来を創る子どもを育む教育の推進 | 25. 世界の人々が集い繋がる国際都市・横浜の実現 |
| 6. 魅力ある学校づくりと豊かな学びの実現 | 26. 人を惹きつける魅力的な郊外部のまちづくり |
| 7. 健康づくりと健康危機管理による市民の安心確保 | 27. 豊かで暮らしやすい住まい・環境づくり |
| 8. スポーツで育む地域と暮らし | 28. 日常生活を支える地域交通と移動環境の確保 |
| 9. 持続可能な地域コミュニティの実現 | 29. 魅力と活力あふれる都心部・臨海部の機能強化 |
| 10. 参加と協働による地域福祉保健の推進 | 30. 文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出と文化的に豊かな生活の実現 |
| 11. 多文化共生の推進 | 31. 多様なライフスタイルを支える自然豊かな都市環境の充実 |
| 12. ジェンダー平等の推進と多様な性のあり方の尊重 | 32. 活力ある都市農業の展開 |
| 13. 障害児・者福祉の充実と地域生活支援の促進 | 33. 大規模地震への対策 |
| 14. 暮らしと自立を支えるサポート体制の強化 | 34. 激甚化する風水害への対策 |
| 15. 高齢者の暮らしと安心を支える地域包括ケアの推進 | 35. 災害から命を守るための地域防災力向上 |
| 16. 地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護等の推進 | 36. 生活や経済を支える交通ネットワーク |
| 17. 医療提供体制の充実・強化 | 37. 総合港湾づくり |
| 18. 脱炭素社会の推進 | 38. 公共施設の計画的かつ効果的な保全更新 |
| 19. 持続可能な資源循環の推進 | |
| 20. 中小・小規模事業者の経営基盤強化・経営革新と人材の活躍支援 | |

新たな中期計画の策定スケジュール



市民意見募集について

○2022年（令和4年）7月15日（金）まで

郵送、FAX、電子メールまたは電子申請システムでご意見をお寄せください。様式は特に定めていませんが、具体的なページや項目名など、「新たな中期計画の基本的方向」のどの部分に関連する意見かが分かるようにご記入ください。

郵送：〒231-0005 中区本町6-50-10 政策局政策課 宛
FAX：045-663-4613
電子メール：ss-chuki2022@city.yokohama.jp
電子申請システム：ホームページに電子申請システムの案内が掲載されておりますので、そちらからご提出ください。

※個別の回答はいたしません。
※いただいたご意見の内容は、個人情報を除いて公開する可能性があります。



本編冊子は、ホームページ、市民情報センターおよび各区役所（広報相談係）でご覧いただけます。



新たな中期計画の基本的方向

～新たな中期計画の策定に向けて皆様のご意見をお聞かせください～

市連会6月定例会
説明資料
令和4年6月10日
政策局政策課

横浜市は、新たな中期計画を2022（令和4）年度に策定します。

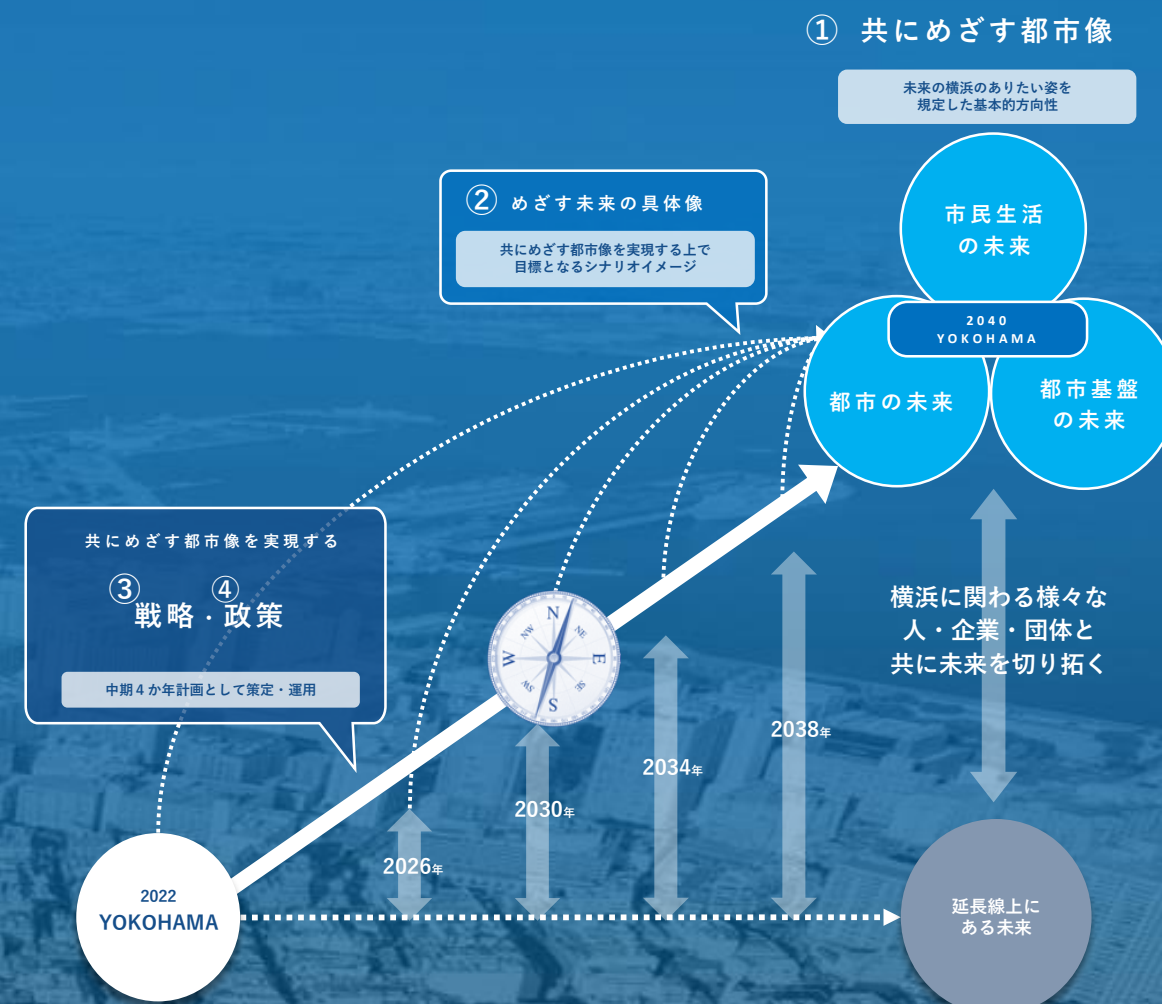
この度、策定に向けた議論の出発点となる、「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

基本的方向には、中長期的な視点で横浜の未来を描いていくため、2040年頃の横浜のありたい姿として「共にめざす都市像」を掲げるとともに、その実現に向けた10年程度の「戦略」と、戦略を踏まえて4年間で重点的に取り組む「政策」の柱立てを記載しています。

市民の皆様が、2040年頃のありたい姿を自らに置き換えて、様々な暮らしのイメージができるように、また、そこに向けて自らも行動できるように、めざす未来の具体像を合わせて示しています。

市民の皆様がやりたいと考える姿は、お一人おひとりの価値観や生活環境などにより様々なので、皆様が考える2040年頃の姿をイメージして、共に行動するヒントになれば幸いです。

市民の皆様のご意見をぜひ、お寄せください。





共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。私たちのまち横浜は、150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、創ってきた今の横浜。これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。
様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。
多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。
たくさんの人が集い、明日を感じ、語らいあえる都市。
多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。
自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。
横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、世界のどこにもない都市を共に作りましょう。
明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。



市民生活の未来

暮らしやすく誰もが
WELL-BEINGを実現できるまち

社会や時代の変化に適応しながら、あらゆる世代・多様な市民の皆様、一人ひとりが自分らしく活躍でき、いきいきと安心して暮らすことのできる、そのような市民生活の実現を目指します。

都市の未来

人や企業が集い、つながり、
新しい価値を生み出し続けるまち

これまでの歴史の中で、受け継いだ様々な価値と、新たに生み出す価値を織り交ぜながら、常に変化し、独自の魅力を発信し続け、人と企業が集う都市を目指します。

都市基盤の未来

変化する時代・社会に適応し、市民
生活や都市を支える新しい在り方を
実現し続けるまち

交通インフラ、脱炭素、環境保全、災害対策など、横浜での暮らしや様々な活動を支え、持続可能な都市として発展・進化し続けるための強い基盤づくりを目指します。

01 | 誰もが自分らしく生きる地域コミュニティ

02 | 誰もが健やかで安心して暮らせるまち

03 | 未来を創る子どもが育まれるまち

04 | 多世代が健康に活躍できる地域社会

05 | ワークとライフが心地よく調和した暮らし

06 | 脱炭素ライフスタイルによるサステナブルな暮らし

07 | あらゆる世代の人々が自然とつながっている

01 | 賑わいとイノベーションがあふれるまち

02 | 子育て世代が住みやすいまち

03 | グローバル視点で選ばれるまち

04 | 観光とビジネスが融和する心地よいまち

05 | 企業にDXと人の力が浸透している

06 | 脱炭素・世界基準企業への挑戦ステージへ

07 | 様々なプレーヤーが集う研究開発の集積地へ

市民生活と
経済活動を
支える
都市インフラ

01 | ストレスのない暮らしの交通環境

02 | 多様な交通手段により誰もが気軽に移動できるまち

03 | 世界と日本をつなぐ進化した港湾

くらしに
ゆとりと潤い
をもたらす
環境づくり

04 | 持続可能な生態系を守り育てている

05 | 豊かな市民生活を支える横浜ブランドの農

06 | 日本・世界をリードするグリーンシティ

安全・安心
の確保

07 | 災害に備え、安全・安心を共に高め合うまち

08 | 災害リスクが低減された強靱なまち

「共にめざす都市像」の実現に向け、10年程度の取組の方向性を
次の9つの戦略で示します。※素案作成に向けた検討案

戦略①：すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

戦略②：誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

戦略③：Zero Carbon
Yokohamaの実現

戦略④：未来を切り拓く経済成長と
国際都市・横浜の実現

戦略⑤：新たな価値を創造し続ける
郊外部のまちづくり

戦略⑥：成長と活力を生み出す都心・
臨海部のまちづくり

戦略⑦：花・緑・農・水の豊かな魅力あ
ふれるガーデンシティ横浜の実現

戦略⑧：災害に強い安全・安心な都市
づくり

戦略⑨：市民生活と経済活動を支える
都市づくり

令和4年度 夏の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

資料 No.5

目 的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実施期間

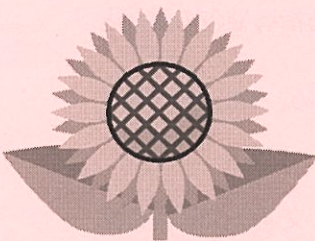
令和4年7月11日（月）～7月20日（水）の10日間

スローガン

交通ルールを守って 夏を楽しく安全に

運動の重点

- 1 過労運転・無謀運転の防止
- 2 高齢者と子どもの交通事故防止
- 3 自転車の交通事故防止
- 4 二輪車の交通事故防止



◆◆◆令和3年中市内状態別交通事故発生状況◆◆◆

■人身交通事故全数

	件 数			死 者 数			負傷者数		
		前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率
横 浜 市	7,883件	+485	+6.6%	36人	-12	-25.0%	8,997人	+529	+6.2%
神奈川県	21,660件	+1,030	+5.0%	142人	+2	+1.4%	25,062人	+1,158	+4.8%

■高齢者の人身交通事故

	件 数		死 者 数		負傷者数	
	前年比	増減率				
横 浜 市	2,621件	+203 +8.4%	18人	-1 -5.3%	1,405人	+134 +10.5%

■酒気帯び運転中の人身交通事故

	件 数			死 者 数			負傷者数		
		前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率
横 浜 市	33件	+7	+26.9%	0人	0	0.0%	40人	+6	+17.6%

■二輪車乗車中の人身交通事故

	件 数		死 者 数		負傷者数				
	前年比	増減率	前年比	増減率	前年比	増減率			
横 浜 市	2,538件	+179	+7.6%	11人	-7	-38.9%	2,273人	+149	+7.0%

■自転車乗車中の人身交通事故

	件 数		死 者 数			負傷者数			
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横 浜 市	1,741件	+148	+9.3%	4人	+2	+100.0%	1,639人	+114	+7.5%

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命を守ることを第一に、地域等の実態に即した各種交通安全活動や子どもを交通事故から守る活動を積極的に推進します。
- ・ 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- ・ 区ごとに、地域の交通事故実態に即した交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- ・ 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- ・ 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- ・ 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

- ・ 交通事故に直結する自転車利用者のルール・マナー違反に対して、街頭活動における指導警告の強化と、悪質性・危険性の高い交通違反に対し、取締りを強化します。
- ・ 自転車交通安全講習「チリリン・スクール」を実施し、自転車運転者の交通安全意識を高め、また、自転車点検整備を推奨してTSマークの普及に努めます。
- ・ 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- ・ 夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室や高齢運転者に対する運転講習会などの交通安全教育を推進します。
- ・ 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- ・ 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した事故防止活動を推進します。
- ・ 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- ・ キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- ・ 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

教育関係

- ・ 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないように、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- ・ 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- ・ 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- ・ レジャーや帰省など遠距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
- ・ 自動車運転中に子どもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、「思いやりのある」運転を実践しましょう。
- ・ 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車・二輪車のマナーアップと交通ルールの遵守気運を高めましょう。
- ・ シートベルトとチャイルドシートの必要性和効果について正しく理解し、全ての座席で正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。
- ・ 家族・周囲に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合いましょう。
- ・ 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。

横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた鶴見区アクションプランの策定について

令和 3 年度 11 月の鶴見区自治連合会定例会では、横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた鶴見区アクションプラン（※ 1）素案に対して意見募集を行いました。

皆様のご協力あって、このたびプランがまとまりましたのでご報告いたします。

1 公表までの経過

令和 3 年 6 月 素案公表

令和 3 年 6 月～12 月 次の関係団体に素案を説明し、意見募集を実施。

鶴見・あいねっと推進委員会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、
鶴見事業者連絡会つばさねっと、自治連合会定例会、民児協地区会長連絡会、
保健活動推進員会、ケアプラザ所長会

令和 4 年 3 月 完成、 令和 4 年 6 月 公表

2 鶴見区アクションプランの特徴

- ・団塊の世代が 75 歳をむかえる 2025 年までを計画期間とし、横浜型地域包括ケアの構築を推進します。
- ・各区共通 4 分野（「介護予防」「多様な主体による生活支援の充実」「在宅医療・介護連携」「認知症対策」）のほか、区独自に「権利擁護」の章を別だてし、権利擁護に関する制度への理解や普及啓発の実施について盛り込みました。

3 周知方法

- (1) 自治連合会、民児協地区会長連絡会等、関係団体への情報提供
- (2) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、鶴見事業者連絡会つばさねっとなど、医療や介護にかかる事業者等への情報提供
- (3) 区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等にて本編冊子の配布
- (4) 市ホームページへの掲載

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/care-system/tiikihoukatsu.html>

※ 1 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まい、介護、医療、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築のため、区の特性に合わせ策定された計画。

横浜型地域包括ケアシステムの
構築に向けた

鶴見区アクションプラン

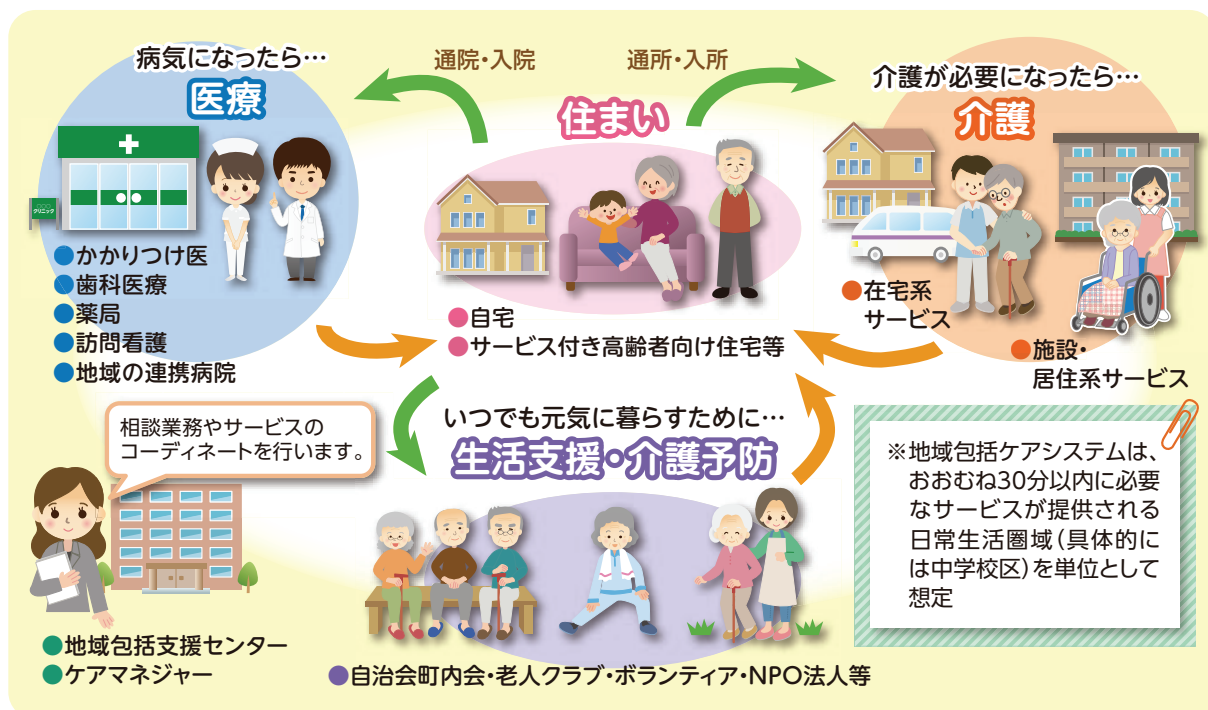


令和4年6月
鶴見区

目次

1. 鶴見区アクションプラン策定にあたって	1
2. データで見る鶴見区	2
3. 各分野における目標と取組	
(1) 介護予防	6
(2) 多様な主体による生活支援の充実	8
(3) 在宅医療・介護連携	10
(4) 認知症対策	12
(5) 権利擁護	14
4. 令和7年(2025)年に向けて	16

地域包括ケアシステムのイメージ図



1. 鶴見区アクションプラン策定にあたって



(1) 地域包括ケアシステムの構築

横浜市では「団塊の世代」が後期高齢者(75歳以上)となる2025年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まいを中心に、介護、医療、生活支援、介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた区アクションプランの策定

2025年までに地域の特性に応じた「地域包括ケアシステム」を構築するには、介護、医療、生活支援、介護予防、住まいの状況を把握し、市全体の考え・施策を示したうえで、区域・地域ケアプラザ圏域(日常生活圏域)それぞれの地域特性に応じた仕組みを構築していく必要があります。18区ごとに地域の実情や特性が異なる横浜市においては、区毎の特性に合わせた戦略を立てることが重要です。そこで、平成28年度に策定した「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針(市版指針)」の内容を踏まえ、目指す姿や目標、取組事項などをわかりやすくサービスや支援を提供する関係者間で共有し、円滑な連携を図りながら充実した地域包括ケアシステムを構築していくことを目的として、「**鶴見区アクションプラン**」を策定します。

(3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画と区アクションプランの関係

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(以下、「よこはま地域包括ケア計画」という。)は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとし策定することとして、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。また、「認知症施策推進計画」は、令和元年6月に国がまとめた認知症施策推進大綱に基づいて、横浜市が独自に策定するもので、これら3つの計画をあわせて『よこはま地域包括ケア計画』として位置付けています。

区アクションプランは、よこはま地域包括ケア計画を補足するものとして位置付けており、その内容を踏まえたものとする必要があるため、当該計画策定の翌年度に見直し・改定を行います。

＊ よこはま地域包括ケア計画と区アクションプランの関係

	よこはま地域包括ケア計画	区アクションプラン
考え方	横浜市の地域包括ケアの目指すべき姿を具体化し、中長期的な戦略を示すもの。	日常生活圏域ごとの特性や課題を踏まえ、区ごとの中長期的な戦略を示すもの。
位置づけ	法定計画 老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	よこはま地域包括ケア計画を補足する任意計画
期間	第8期は2021年～2023年 3年ごとに策定	2025年まで よこはま地域包括ケア計画策定の翌年度に見直し

2. データで見る鶴見区

(1) 鶴見区の概況

鶴見区は、横浜市の北東部に位置し、昭和2年の横浜市の区制施行によって誕生しました。北西部の丘陵地、鶴見川流域の低地、臨海部の埋立地から形成されており、商業都市、住宅都市、工業地帯の顔を持っています。

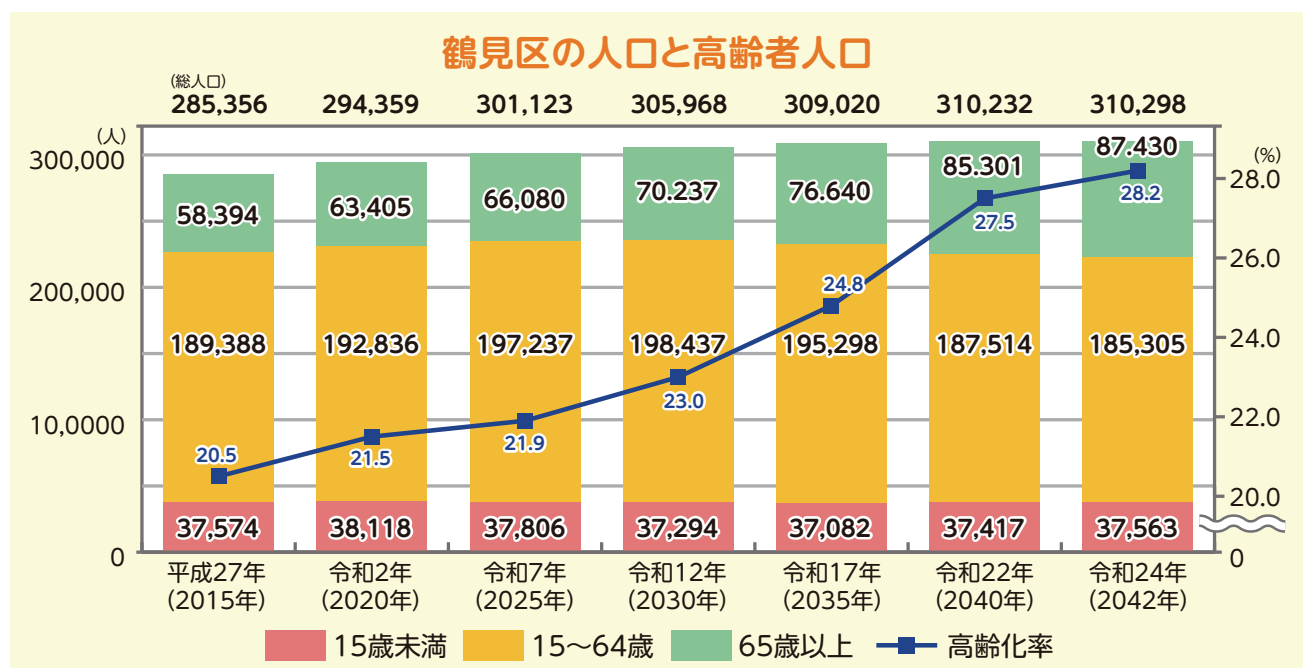
現在は、約29万人の人口を擁し、18区中3番目の人口となっています。
また将来の人口は鶴見区以外の17区がすでに人口減少に転じていると推計されている令和24年(2042年)まで増え続けていくと予測されています。

人 口	297,437人 (男性 153,438人、女性 143,999人)
世帯数	145,586世帯
65歳以上高齢者数	61,321人 (うち75歳以上 29,959人)
高齢化率	20.6% (75歳以上 10.1%)
要介護認定者数(令和3年3月)	12,146人 (うち1号被保険者 11,849人)
ひとり暮らし高齢者数	15,655人 (総世帯に占める割合 10.8%)
地域ケアプラザ(令和3年4月)	9か所
自治会町内会(令和3年4月)	126団体(自治会町内会加入率70.3%)

出典:令和2年国勢調査(総務省)等

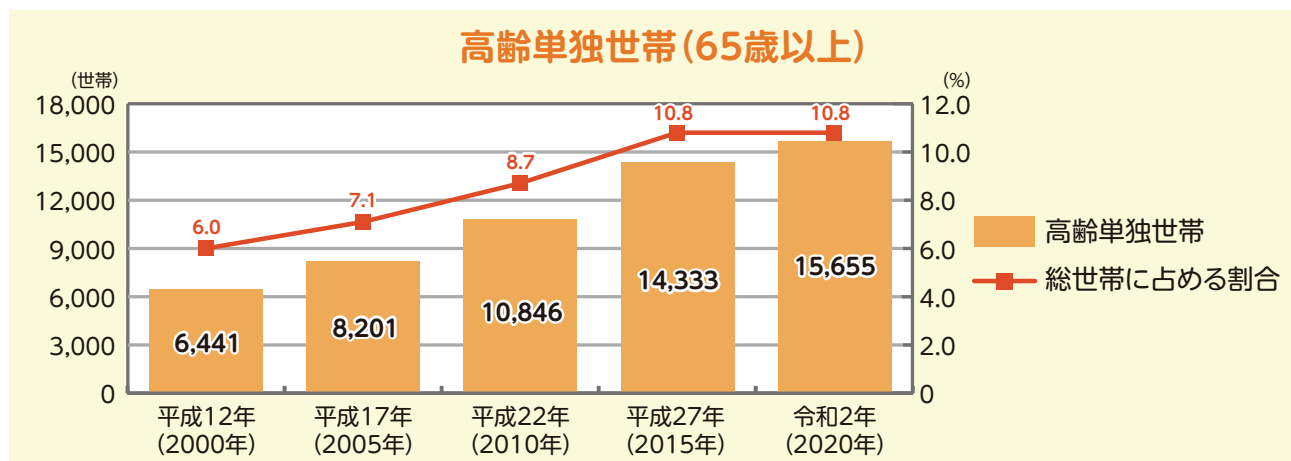
(2) 鶴見区の高齢者

65歳以上の高齢者数は、令和7年(2025年)には約66,000人、高齢化率は21.9%になると予測されています。さらに、鶴見区が人口のピークを迎える令和24年(2042年)の高齢化率は28.2%となり、およそ「3人に1人が高齢者」となる見込みとなっています。



出典:横浜市政策局「横浜市将来人口推計」

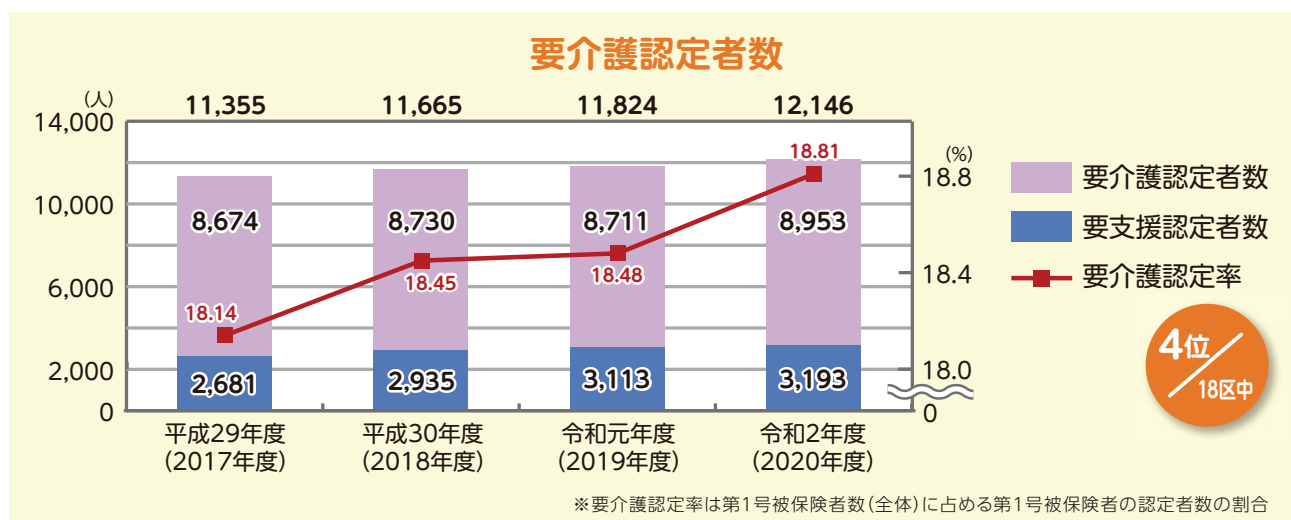
高齢者数の増加に伴い「高齢単独世帯」も大幅に増加しています。
平成12年と比較して、令和2年では、高齢単独世帯は約2.4倍となっており、総世帯に占める割合は約11%まで増加しています。



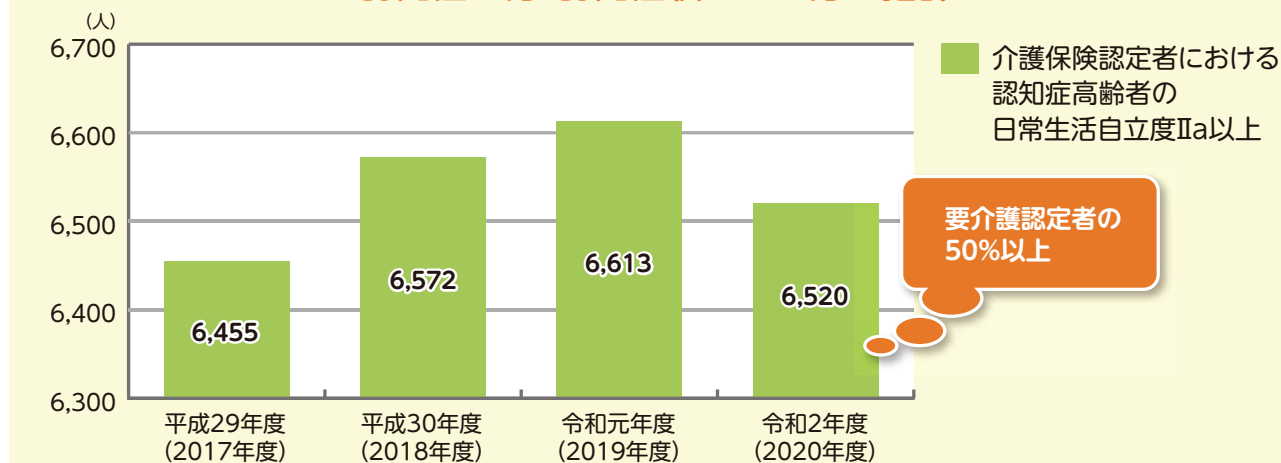
出典:令和2年国勢調査(総務省)

(3) 鶴見区の要介護認定者数

要介護認定者数は年々増加傾向にあり、令和3年は12,146人で、18区中4番目の認定者数となっています。また、要介護認定者の半数以上に、認知症状が見られます。



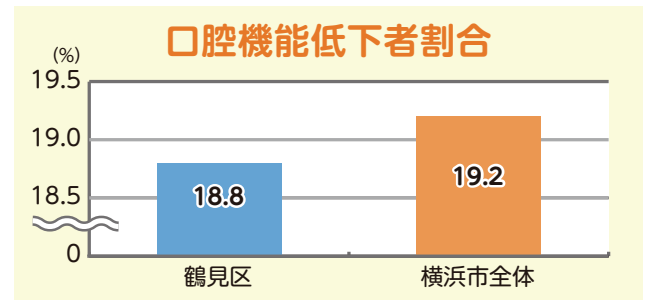
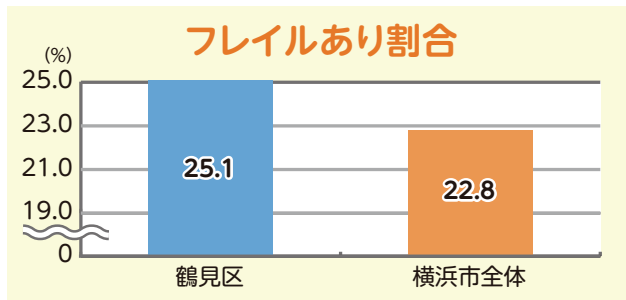
認知症の方・認知症状のある方の推計



出典:横浜市介護保険システム

(4) 鶴見区の要介護リスク

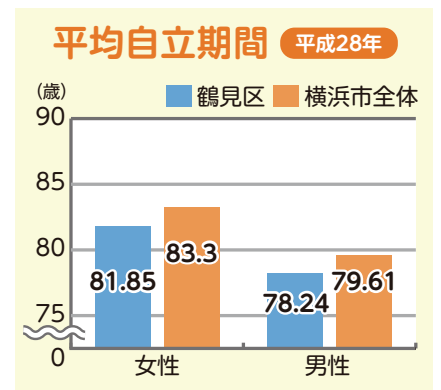
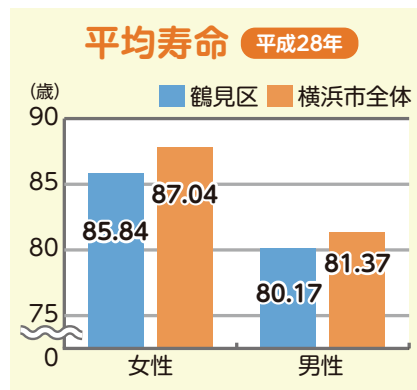
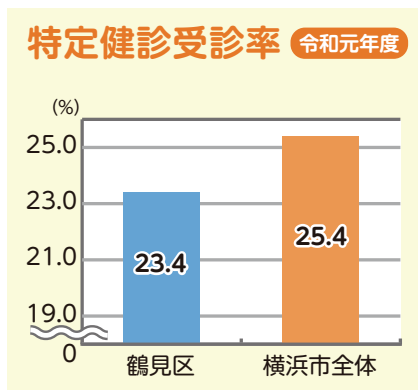
65歳以上の要介護リスクの状況について、「健康とくらしの調査(横浜市JAGES2019調査)」では、フレイルあり割合(※)は25.1%と市内でも3番目と高い数値となっています。また、口腔機能低下者割合は18.8%と市内では12番目となっています。



出典:横浜市JAGES2019年調査

(5) 鶴見区の健康

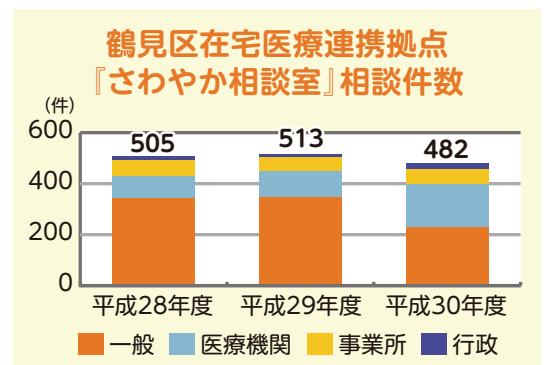
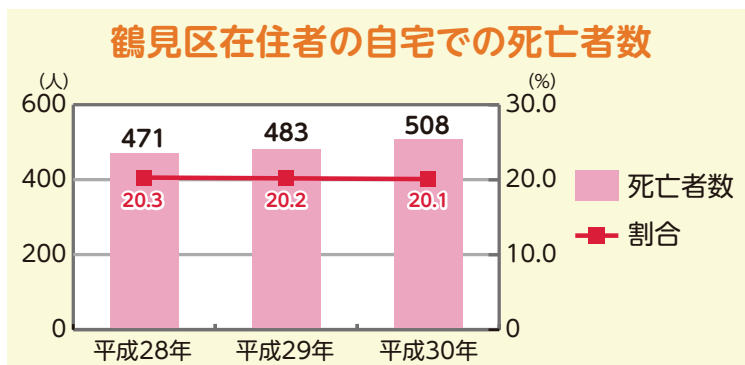
鶴見区の令和元年度の特定健診受診率(横浜市国民健康保険対象者)は、23.4%で、横浜市全体の25.4%より低く18区中16番目となっています。また、平均寿命及び平均自立期間(※)は、男女共に市全体よりも低い数値となっています。



出典:特定健診実施状況(令和元年度法定報告)、第2期健康横浜21中間評価報告書(令和元年8月改訂版)

(6) 鶴見区の在宅医療

鶴見区在住者の自宅での年間死亡者数は平成30年で508人であり、横浜市平均の339人より多くなっています。また、鶴見区在宅医療連携拠点『さわやか相談室』の相談件数は年間500件前後で推移しており、主に一般の方や医療機関からの相談が多くなっています。



出典:横浜市在宅医療・看取りに関する調査 等

注

※**フレイル**…加齢に伴い心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態、「虚弱」を意味します。

※**平均自立期間**…日常生活に介護を要さない期間の平均を指したもので、健康寿命の考え方のひとつ。

3. 各分野における目標と取組

鶴見区では地域包括ケアシステムを構築していくために、「介護予防」、「多様な主体による生活支援の充実」、「在宅医療・介護連携」、「認知症対策」、「権利擁護」と大きく5つの分野ごとに取組を進めています。

- (1) **介護予防**…介護が必要な状態にならないように、また、介護が必要になっても心身の機能を維持・改善できるようにしていくための取組です。
- (2) **多様な主体による生活支援の充実**…高齢者の生活を地域で支えていくために、医療・介護のみならず、日常生活上の課題に対する生活支援が提供されることを目指す取組です。
- (3) **在宅医療・介護連携**…多職種協働により、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築し、将来不足する病床機能の確保を見据えて、地域の関係機関の連携体制強化を目指す取組です。
- (4) **認知症対策**…認知症の方やそのご家族を支援し、また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り良い環境の中で暮らし続けることができる地域づくりを目指す取組です。
- (5) **権利擁護**…高齢者一人ひとりが、自らの意思で自身の生き方を選択し、地域で生きがいを持ちながら、人生の最期まで自分らしく生きることができるための取組です。



(1) 介護予防

令和7(2025)年の目標

- 自発的・継続的に介護予防や健康づくりに取り組む様々な活動グループが、身近な場所にあります。
- 高齢者がフレイル予防に関する知識を得て、継続的に予防に取り組むことができます。
- 高齢者が孤立することなく、介護予防や健康づくりに取り組む活動グループに継続的に参加し、地域とのつながりを持てるようになっています。
- 地域のサロンや趣味活動等の通いの場を充実させ、高齢者がこれからも生き生きと健康で自分らしく暮らし続けることができるよう、参加者の増加を目指していきます。

現状と課題

- ✿ 鶴見区の要介護認定者数は高い水準にあり、18区中4番目となっています。また、フレイルあり割合が高く、フレイルの予防啓発は重要な課題となっています。特にオーラルフレイル(口腔機能低下)予防については、鶴見区歯科医師会との協働による、区内70歳の高齢者に横浜市歯周病検診(無料)の受診勧奨に加え、地域ケアプラザとともに普及啓発に努めています。
- ✿ 令和2年度末時点における地域のサロンや趣味活動等の通いの場の参加人数は1,499人、参加率(参加人数/区内65歳以上人口)は約2.3%です。元気づくりステーション^(※)(令和4年3月現在で21か所)を含めた住民運営の活動グループは年々増加していますが、より参加しやすい場づくりへの取組が必要です。鶴見区では、ひざ痛対策として「ひざひざワックン体操」を取り入れる活動グループを増やしたり、活動内容の充実を図っています。
- ✿ 地域ケアプラザは、幅広く介護予防を普及啓発するために、出張講座をすることで地域の施設や拠点を活用した介護予防の取組を進めています。
- ✿ 地域人材の固定化・高齢化等により、介護予防に関する人材が少なく、担い手不足が課題となっています。平成22年からひざひざワックン体操を普及啓発するために毎年運動指導者の育成に取り組み、研修を受けた方は、元気づくりステーションや地域の活動の場で体操を指導しています。
- ✿ 区役所と地域ケアプラザが協働し、ひざひざワックン体操をはじめとする介護予防の取組を通じて、ロコモティブシンドローム^(※)予防やフレイル予防の普及啓発を行っています。

注

※**元気づくりステーション**…高齢者が元気に生活できることを目的とした身近な地域で自主的に活動を継続するグループ。
 ※**ロコモティブシンドローム**…加齢に伴う筋力の低下や骨・関節の疾患などの運動器の障害が起こり、「立つ・座る・歩く」などの移動能力が低下する状態のこと。

方向性と取組

1 介護予防に取り組むための意識の醸成を目的とした普及啓発

- (1)元気なうちから関心を持って介護予防、フレイル予防等に関する知識を得て予防に取り組むことができるようにするため、介護予防普及啓発講演会や出張講座等を実施します。
- (2)地域における集いの場等の機会を捉え、健康教育や個別相談を実施することで、元気づくりステーション等の介護予防活動の場への参加を促し、必要に応じて生活習慣の改善等への助言を行います。
- (3)ロコモティブシンドローム予防の啓発として、ひざひざワっくん体操やハマトレ^(※)の普及啓発をします。

2 元気づくりステーションを含めた住民運営の活動グループの充実

- (1)元気づくりステーション等の活動グループの立ち上げを支援します。
- (2)元気づくりステーション等の活動グループの自主的な運営を支援します。

3 地域活動支援・介護予防人材の育成及び支援

- (1)既存の地域の介護予防グループを把握し、継続的に支援します。
- (2)ひざひざワっくん体操指導者等の育成、支援を行います。
- (3)リハビリテーション専門職を地域グループや地域ケア会議^(※)へ派遣し、介護予防を推進します。



コラム 1 ひざひざワっくん体操誕生

◆鶴見区ではひざの痛みの影響で生活に支障をきたし、要介護認定を受ける高齢者が多いことから、平成21年に「ひざひざワっくん体操」を考案しました。

令和元年には「ひざひざワっくん体操」が誕生してから10周年を迎え、今後さらに、広く住民に周知され、日頃の活動の中に取り入れてもらえるよう、区役所において

【誕生10周年記念ひざひざワっくん体操講座】を開催しました。

医師によるひざ痛や体操に関する講義や、健康運動指導士によるワっくん体操の実践を行うなどし、参加者からは大変好評を博しました!



▲講座の様子

注

※ハマトレ…ロコモティブシンドロームを予防するため、横浜市が高齢者の「歩き」に着目して開発した「家の中でも簡単にできる」トレーニングです。

※地域ケア会議…地域で暮らす高齢者が、介護等が必要になっても住み慣れた地域で暮らしつづけることができるために、地域の支え合いについて、高齢者、その家族、医療・福祉関係者、地域で暮らす人などで話し合う会議。

(2) 多様な主体による生活支援の充実

令和7(2025)年の目標

- 住み慣れた地域で、自分でできることは自分で行いながら暮らし続けられるよう、支援を要する高齢者への様々な主体による生活支援の機会があります。
- 高齢者自身が孤立することなく、生きがいや役割を持って、自分らしく、元気に暮らし続けられるよう、気軽に社会参加ができる様々な機会が充実しています。
- 介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)活動団体の数及び住民主体の地域の活動数について、地域のニーズに合った適切な数が維持できるよう支援や働きかけを行います。
- 高齢者の生活支援のため、より多くの方が地域活動、ボランティア活動に参加しています。

現状と課題

- ✿ 令和2年度末時点における、サービスB活動団体の数及び住民主体の地域の活動把握数(ヨコハマ・地域活動サービス検索ナビ公開数)については、それぞれ6団体、174件です。
- ✿ 介護予防等に関する取組や生きがいにつながる活動が、自治会町内会等の地域が主体となり、地域ケアプラザや地区センター、自治会町内会館等で行われています。一方、地域ケアプラザ等の活動拠点から離れたところに住んでいる住民が、気軽に参加しにくい状況も見られます。
- ✿ 自治会町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、ボランティアによる配食サービス等の事業を行っている地域がある他、小売店やスーパー等の店舗が近隣に少なく、買い物に不便なエリアでは、NPO法人、民間企業、関係団体と連携し、野菜等の出張販売の取組を始めた地域もあります。今後は、区域全体を対象に、担い手の充実や様々なニーズを解決する仕組みづくりが必要です。
- ✿ 住民主体の活動を拡充、継続するためには、新たな担い手の養成や確保が重要になるため、関係団体や住民向けに講座や啓発等を実施、充実していく必要があります。



ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ

◆『ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ』とは、地域の方々が中心となって行うサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報を「見える化」したデータベースシステムです。

《HPへのアクセス》

横浜 地域活動ナビ

検索



URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/care-system/chiikinavi.html>

方向性と取組

1 多様な支援・サービスの提供

- (1)介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)等の活用に向けた支援を行います。
- (2)地域の特性に合ったサービスBが展開できるよう支援します。
- (3)『ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ』について内容の充実や周知を図り、地域の方々に活用していただくことで、ニーズに沿ったサービスの提供を目指します。

2 支援主体・関係者間のネットワーク構築

- (1)地域、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等の関係機関が連携し、生活支援等の活動やサービスについて検討していきます。
- (2)高齢者が孤立することなく地域と気軽に交流できる機会をつくるため、関係機関や民間企業と連携を深めていきます。

3 居場所づくりの支援

- (1)地域のニーズや特性を把握し、地域に必要とされる居場所づくりにつなげていきます。
- (2)地域主体で居場所づくりに取り組む活動団体へ支援を行っていきます。



介護予防・生活支援サービス補助事業 サービスB団体による活動

◆サービスBとは、ボランティアを始めとした地域住民の方々が、要支援者等の方に向けた介護予防・生活支援の活動を行う住民主体のサービスで、通所型支援、訪問型支援、見守り支援等の活動が行われています。

【サービスB活動例（うしおだチャレンジ）】

◆平成30年10月からサービスBの通所型支援として活動を開始した「うしおだチャレンジ」では、要介護状態にならないよう、週に1回、体力づくり・栄養管理・創作活動を中心としたプログラムを、地域の矢向連合町内会、民生委員、NPO法人等と連携する他、リハビリテーション専門職にも協力いただきながら実施しています。



▲活動の様子

(3) 在宅医療・介護連携

令和7(2025)年の目標

- 高齢者が疾病を持ちながらも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療に関する相談・支援を受けられる機会があります。
- 在宅医療・介護を担う医師や看護師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、訪問介護、通所介護等の多職種が連携し、高齢者本人や家族を支援しています。
- 多職種での円滑な連携による充実した支援が切れ目なく行われるよう、引き続き強固なネットワーク構築に努めます。

現状と課題

- ✚ 鶴見区では現在、鶴見区医師会や鶴見区歯科医師会、鶴見薬剤師会が連携して、在宅医療、訪問診療をさらに進めるため、勉強会・研修会等が実施されています。
- ✚ 医療・介護間による円滑な連携により安心安全な在宅ケアを提供するため、鶴見区医師会在宅部門が中心となり、鶴見区内の医療・介護の関係者が集まり、多職種連携・地域連携について考えるネットワークとして平成22年2月に「つるみ在宅ケアネットワーク」が発足しました。人生の最期を在宅で迎える方も年々増加している中で、職種間の連携体制はさらに充実していく必要があります。
- ✚ 平成29年度～令和元年度までの3か年における「在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修」の受講者数は平均で91名となっており、医師・看護師・ケアマネジャー・地域ケアプラザ職員など多くの関係者に受講いただいています。
- ✚ 鶴見区医師会では地域における医療と介護をつなぎ、より円滑に病院・施設から在宅へ継続した関わりが持てることを目的とした鶴見区在宅医療連携拠点「さわやか相談室」を運営しています。平成28年には、さわやか相談室を済生会横浜市東部病院に出張開設しました。
- ✚ 鶴見区歯科医師会では、自宅・施設・病院で療養されて歯科に通院できない方への訪問診療相談窓口「つるつるのお口の相談室」を平成29年に開設し、訪問診療の手配や、お口や歯科に関する全般的な相談を受け付けています。
- ✚ 鶴見薬剤師会では、他職種や患者家族に薬剤師会の取組(かかりつけ薬剤師・薬局や薬剤師在宅訪問の推進等)を伝え、在宅訪問を希望する患者さんを増やすための情報提供を行っています。
- ✚ 鶴見区内には、介護事業者間の連絡会「鶴見事業者連絡会つばさねっと」があり、介護事業者間のつながりや地域ケアプラザとの協力関係があります。さらに医療との連携や多職種連携を強化していく必要があります。



方向性と取組

1 在宅医療・介護連携体制の構築

- (1) 鶴見区医師会、鶴見区歯科医師会、鶴見薬剤師会をはじめ、医療機関、介護事業所、地域ケアプラザ等の多職種による、一層の連携、ネットワークの構築を推進します。
- (2) 診療所間の連携、病院間の連携、病院と診療所の連携、訪問看護ステーション間の連携など相互の連携体制を固めることで、診療所医師が在宅医療に参画しやすい環境を整備します。
- (3) 地域ケア会議等の実施により、在宅医療・介護の課題検討を行うとともに、地域ケアプラザと医療機関等の連携を推進し、在宅医療・介護の円滑な連携が行える体制を整備します。

2 在宅医療・介護連携に関する相談体制の周知、普及啓発

- (1) 「さわやか相談室」や「つるつるお口の相談室」といった各団体の相談機能や役割を、区民や介護事業所へ周知していきます。
- (2) 「つるみ在宅ケアネットワーク連携ノート(通称:イエローノート)」について、緊急搬送時、災害時等だけでなく、在宅主治医・訪問看護師・ケアマネジャーなど多職種連携における情報共有にも役立つよう、在宅療養の在宅医療を受けている方に広く普及啓発していきます。
- (3) つるみ在宅ケアネットワーク等が行う区民や地域に向けた講演会等の開催を支援します。

3 在宅医療・介護を担う人材の育成

- (1) つるみ在宅ケアネットワーク、鶴見事業者連絡会つばさねっと、地域ケアプラザ等が行う、事業所や専門職に向けた医療知識(栄養管理、口腔ケア、在宅看取り等)に関する研修の開催を支援します。
- (2) 「在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修」を実施し、顔の見える関係づくりを強化し、医療と介護の相互理解・連携推進と質の高い在宅医療・介護を提供できる人材を育成します。



つるみ在宅ケアネットワーク連携ノート(通称:イエローノート)

◆在宅療養や外来診療を受けている方が、病状が悪化した時や緊急搬送時、災害時などでも、安心・安全な医療を受けることができるよう考案された、ご自身の医療・介護の情報を共有するためのツールです。



(4) 認知症対策

令和7(2025)年の目標

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、地域で暮らし続けることができます。
- 認知症の方や家族が参加しやすい認知症カフェなどの居場所や機会が、身近な場所にあります。
- 認知症の方の見守りにかかわる協力機関が増加し、SOSネットワーク^(※)の充実など、連携体制が強化されています。また、必要とする方が確実にSOSネットワークに登録できるよう、当該事業の周知を継続します。
- 認知症についての正しい理解の普及啓発を実施し、認知症の予防を進めるとともに引き続き認知症サポーター^(※)養成者数の増加を目指していきます。
- 認知症初期集中支援チーム^(※)において、認知症の症状などでお困りの方に対し、迅速・的確な支援につなげられるよう努めます。

現状と課題

- ✿ 令和3年の鶴見区の要介護認定者数は12,146人となっており、18区中4番目の多さとなっています。また、要介護認定者のうち半数以上に認知症状が見られており、今後も要介護認定者が増えてくることから、認知症の方も増加することが考えられます。
- ✿ 住民や家族の認知症についての理解の不足から適切な対応ができないケースがあります。そのため、認知症に関する正しい知識の普及啓発を進め、認知症への社会の理解を深めることで、できる限り認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援へとつなげる仕組みが必要です。
- ✿ 平成27年9月に、横浜市内ではじめて認知症初期集中支援チームが、うしおだ診療所に設置され、有効に機能しています。また、済生会横浜市東部病院に認知症疾患医療センターが設置され、鶴見区役所を含めたエリアの医療機関との連携が強化されています。
- ✿ 地域における認知症の方の理解者となる認知症サポーター数は18,075人、サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイト^(※)数は324人になっています(令和2年度末時点)。サポーター養成講座を受講した人数は増加していますが、受講後の具体的な取組が必要です。
- ✿ 平成28年4月から鶴見区認知症高齢者等SOSネットワークを開始し、徘徊高齢者の事前登録や徘徊時の発見協力機関への連絡体制の充実に努めています。令和2年度末時点で117人の登録があり、近年は横ばいで推移しています。
- ✿ 認知症カフェ(令和4年2月時点で6件)は、地域の方や医療機関、高齢者施設等によって自主的に運営されています。今後増加が予想される認知症の方やそのご家族の不安を少しでも解消できる場として認知症カフェの増加が必要である一方、参加者が固定化され、新規参加者が少ないなどの課題があり、周知や人材育成も含めた運営の支援が課題になっています。

注

※SOSネットワーク…行方不明の認知症の方の情報を発見協力機関に伝え、協力機関が発見保護に協力する仕組み。

※認知症サポーター…「認知症サポーター養成講座」を受講した、認知症やその家族の方の応援者となる人たちのこと。

方向性と取組

1 認知症高齢者等の早期診断・早期対応

- (1) 認知症初期集中支援チームによる支援を行います。
- (2) 認知症の予防や早期発見・早期診断の普及啓発を行います。
- (3) 介護予防の取組における認知症予防を積極的に導入します。

2 認知症の方と家族がともに安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実

- (1) 認知症カフェや介護者の集い等の地域活動を把握します。
- (2) 認知症カフェや介護者の集い等の地域活動の運営等を支援します。

3 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進と地域の見守りネットワーク構築

- (1) 認知症サポーター養成講座を支援し、また、キャラバン・メイトの育成を行います。
- (2) 認知症サポーターやキャラバン・メイトのフォローアップ講座や連絡会等を推進します。
- (3) SOSネットワーク等見守り体制の周知の継続を図ります。



認知症カフェ

◆ 認知症カフェとは、認知症の方やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所のことです。

◆ 鶴見区では認知症の方が増加していく中で、認知症になっても、本人の意思が尊重され地域で自分らしく暮らし続けることができるよう認知症に関する取組を行っており、その取組の一環として、「みんなが気軽に集えるカフェがあります。」を作成し、配布しています。



《冊子の内容》

- 区内で認知症の方やその御家族などが集う『認知症カフェ』の紹介記事や、区役所における予約制の認知症相談、認知症の専門知識を持つ認知症初期集中支援チーム・若年性認知症支援コーディネーターの御案内を掲載しています。

《冊子の主な配布場所》

- 鶴見区区役所、区内地域ケアプラザ、区内地区センター など

《デジタル版》

- 冊子のデータは区ホームページからもダウンロードできます。

URL:

https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/fukushi_kaigo/koreisha_kaigo/ninchi/20200302171359122.html


注

※ 認知症初期集中支援チーム…医療や介護につながっていない認知症やその疑いのある方の自宅を訪問し、医療機関の受診や介護サービスの利用支援をしたり、認知症の状態に応じた助言等を行う専門職で構成するチーム。

※ キャラバン・メイト…「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人たちのこと。

(5) 権利擁護

令和7(2025)年の目標

- 高齢者が自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最期まで自分らしくいけることができるよう、これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考える機会があります。また、その内容や思いを他者へ伝える手段があります。
- 高齢者本人や家族、支援者等、高齢者を取り巻くあらゆる人のエンディングノートや成年後見制度などの意思決定支援や虐待防止など、権利擁護に関する制度への理解が進んでいます。
- 区民の多くがアドバンス・ケア・プランニング(ACP)について正しく理解し、自らが希望する医療・ケアを受けるために、大切にしていることや望んでいることを周囲の信頼する人たちと自発的に話し合い、共有することができるためのきっかけづくりができています。

現状と課題

- ✿ 区役所や地域ケアプラザの窓口等において、職員やケアマネジャーが成年後見制度を高齢者本人やその家族に説明をしても、制度利用の必要性や経済的な負担などの面において理解が得られない場合があります。
- ✿ 地域ケアプラザ職員やケアマネジャーが成年後見制度に対する知識を得る機会が十分ではないため、高齢者やその家族から相談を受ける際に回答に悩むことがあります。

コラム
6

アドバンス・ケア・プランニング(ACP)

◆ アドバンス・ケア・プランニング(ACP)とは、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のことで、愛称は「人生会議」です。

『医療・ケアについての『もしも手帳』』

- 「人生の最終段階」での医療やケアについて、自分の考えを残しておくために、元気なうちから考えるきっかけとなることを目的として作られました。本人の考えを家族等の信頼のおける人や、医療・介護従事者などと話す際の手助けとなるよう、区役所や地域ケアプラザ、薬局等で広く配布しています。



《詳細はHPIにも掲載しています》

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/zaitaku/acp/moshimo2021.html>

- ✿ 高齢者本人が判断能力のあるうちから希望する生き方やケアについて備えることができれば、支援方法についても複数の選択肢を考えられる場合があります。
- ✿ 高齢者の介護についての知識や理解の不足による誤った対応が、高齢者虐待につながる可能性があります。そのため、地域での見守り活動や声掛けの推進、早期対応による医療との連携、介護者への支援が課題となっています。

方向性と取組

1 成年後見制度に関連した普及啓発

- (1) 区役所、区社会福祉協議会や地域ケアプラザではエンディングノートの常時配布を実施し、関連する各種講演会や書き方講座等の機会を捉え広く普及をさせます。また、ACPの正しい理解促進のため、区役所、地域ケアプラザや薬局等で、もしも手帳を配布します。
- (2) 支援者への成年後見制度に対する理解促進を目的として、区役所における市民向けエンディングノート啓発講演会の開催や地域ケアプラザによる書き方講座等を実施します。

2 高齢者虐待防止の啓発

- (1) 介護事業者や地域ケアプラザ等、高齢者福祉に関わりの深い関係者が、高齢者虐待に関する法律を理解し、早期支援・介入についての対応スキル等を身につけることを目的とした研修会を実施します。
- (2) 地域住民に向けた研修会等を実施し、高齢者虐待防止の啓発に取り組みます。



エンディングノート(わになるノート)

◆エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように、鶴見区では区役所や地域ケアプラザ、地域の大学等でエンディングノートの書き方講座や講演会を行い、普及・啓発に努めてきました。平成26年度の初版発行から、より良い内容となるようリニューアルを重ね、令和元年度には、第三版を発行しています。



《配布について》

鶴見区のエンディングノート(わになるノート)は、鶴見区役所高齢・障害支援課、鶴見区社会福祉協議会、地域ケアプラザの窓口にて説明をしながら配布しています。

《エンディングノートに書けること》

(例):自身のプロフィール、大切なもの、もしものときの医療・介護の希望、財産のこと など

URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/fukushi_kaigo/koreisha_kaigo/torikumi/tsurumiendingnote.html

4. 令和7(2025)年に向けて



鶴見区には、平成6年に初めて、地域の身近な相談機関として、潮田地域ケアプラザが設置されました。現在、9カ所の地域ケアプラザにおいて、地域情報や個別課題の把握、地域のネットワークづくりを推進するとともに、地域や行政と連携し、精力的に課題解決に向けた活動を進めてきたことで、地域包括ケアシステムの土壌が、地域に着実に根付いています。

在宅医療・介護連携については、鶴見区医師会、鶴見区歯科医師会、鶴見薬剤師会等による在宅医療、訪問診療に向けた研修会・勉強会等の実施や、地域の中核病院である済生会横浜市東部病院と地域の医療機関などが連携した医療提供体制の構築、高齢者施設、介護事業所等も含めた多職種連携の取組が精力的に行われ、医療・介護連携の基盤づくりも着実に進んでいます。

また、地域においては、平成17年に策定された「鶴見・あいねっと(鶴見区地域福祉保健計画)」による「たすけあい・支えあい・人と人のネットワーク」を基本理念として、各地区や団体による身近なところからの地域福祉保健活動により、誰もが住みやすいまちづくりが進められています。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域活動の休止も多く見られ、これまでのような地域の取り組みが困難な状況となっている中で、新しい生活様式を取り入れながら、地域活動を再開・継続するにあたり、支援者として何ができるか、工夫できることは何かを検討しながら進めていく必要があります。

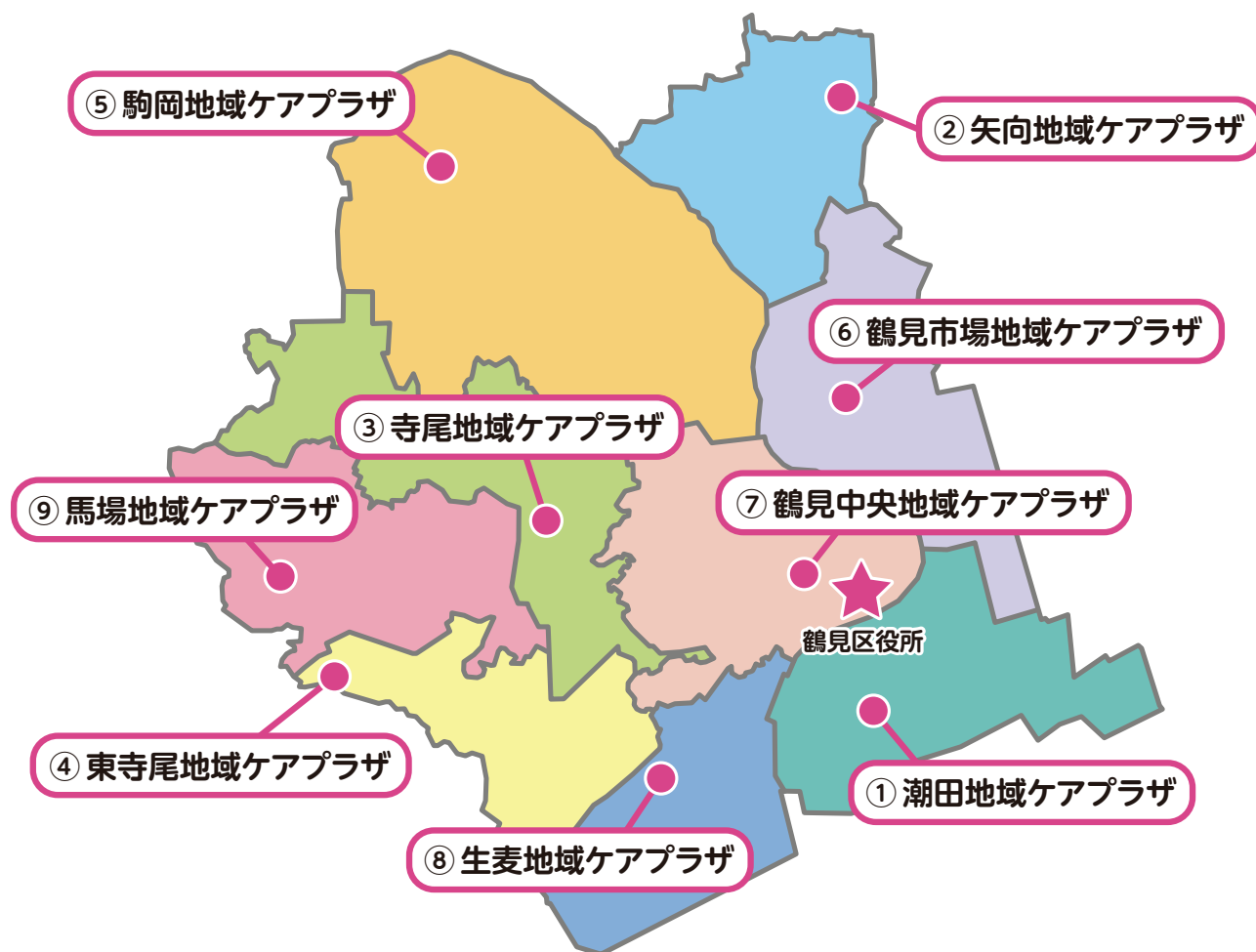
こうした状況を背景に、鶴見区においては、これまでの取組や地域の実情に応じ、取組をさらに拡充・発展させていくことが重要であり、今後はより戦略的に取り組んでいく必要があります。

令和7(2025)年に向けて、鶴見区民が住み慣れた地域において、人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域ケアプラザ、鶴見区社会福祉協議会をはじめ、鶴見区医師会、鶴見区歯科医師会、鶴見薬剤師会、介護事業者、NPO法人、自治会町内会、民生委員等の多くの関係機関と協力・連携しながら地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいきます。



地域ケアプラザ

地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉保健の拠点」として、「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援につなげていきます。鶴見区では、区内を9つの日常生活圏域に分け、それぞれを9つの地域ケアプラザが担当し、きめ細かい取組を行っています。



地域ケアプラザ名	住 所	連 絡 先	
① 潮田地域ケアプラザ	本町通4-171-23	TEL: 507-2929	FAX: 507-2930
② 矢向地域ケアプラザ	矢向4-32-11	TEL: 573-0020	FAX: 573-0027
③ 寺尾地域ケアプラザ	東寺尾6-37-14	TEL: 585-5566	FAX: 585-5737
④ 東寺尾地域ケアプラザ	東寺尾1-12-3	TEL: 584-0129	FAX: 570-6202
⑤ 駒岡地域ケアプラザ	駒岡4-28-5	TEL: 570-6601	FAX: 570-6602
⑥ 鶴見市場地域ケアプラザ	市場下町11-5	TEL: 504-1077	FAX: 500-6677
⑦ 鶴見中央地域ケアプラザ	鶴見中央1-23-26	TEL: 508-7800	FAX: 508-7808
⑧ 生麦地域ケアプラザ	生麦4-6-4	TEL: 510-3411	FAX: 510-3018
⑨ 馬場地域ケアプラザ	馬場7-11-23	TEL: 576-4231	FAX: 576-4233



ヨコハマ
未来スイッチ
Positive Aging

【編集・発行】

横浜市鶴見区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
TEL:045-510-1776 FAX:045-510-1897



令和4年6月17日

自治会町内会長 各位

鶴見区総務課長 武 規和

緊急時情報一斉伝達システム（テスト送信）に
おける誤発信のお詫び

日頃より鶴見区の防災活動にご理解・ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年6月14日（火）午前10時から実施した「緊急時情報一斉伝達システム」のテスト送信における不具合につきましては、大変ご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

この度の経緯と再発防止について、下記のとおりご説明いたします。

1 経緯

「緊急時情報一斉伝達システム」は、システムに登録された電話番号に対し、自動音声発信を行う仕組みとなっています。

今回のテスト送信では、システムから1回目の発信を行った後、「応答なし」の方のみを対象として、5分おきに、最大2回までリダイヤルする予定でした。

しかし、実際には、応答の有無にかかわらず、システムにご登録いただいたすべての方に対し、約40分にわたり、繰り返し発信し続けてしまいました。

2 原因

システム内で送信先データを作成する際、誤って、同じデータを複数作成したため

3 今後の運用について

システムの操作マニュアルに送信先データの正しい作成方法を明記するとともに、マニュアルの遵守・徹底を図ってまいります。

また、システムを使用する際は、事前に区役所内でテスト送信を行い、正しく発信することを確認した上で使用するようにします。

この度の件につきまして、ご不明な点等ございましたら、鶴見区防災担当（下記）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

鶴見区総務課防災担当
TEL : 510-1656
FAX : 510-1889